

大野原運動交流広場管理業務仕様書

指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この仕様書による。

1. 運営方針

指定管理者は管理運営をするにあたり、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 地方自治法、大野原運動交流広場施設条例（以下「条例」という。）をはじめ募集要項・関係法規の内容を十分に理解し、施設の設置理念に基づいた管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭におき、特定の個人や団体に有利又は不利となる取り扱いをしないこと。
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減及び省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (4) アンケート等を実施し、利用者の意見・要望を管理運営に反映させること。
- (5) 個人情報の適切な管理を行うこと。
- (6) 吉賀町と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2. 管理の基準

(1) 主な管理項目とその基準

ア 建物等に関すること

○施設点検、管理〔定期〕

❖清掃業務

- ・ゴルフ練習場、管理棟、トイレ等の建設施設内の清掃。施設（建物）周辺の側溝、排水路、駐車場等の環境美化

❖除草業務

- ・多目的運動広場周辺法面、テニス、ゲートボールコート周辺法面、ゴルフ練習場周辺法面、芝広場、森林公園等における雑草等の刈払い
- ・その他、法面以外の駐車場周辺や花壇、建物周辺等の除草

❖ゴルフ練習場

- ・フェアウェイ内において、地表に出ている石やロープ、ごみ等の除去
- ・掘れた地表の修繕。ゴルフボールの回収、清掃、球貸出機へのセット等
- ・強風時等によるネットの昇降。芝管理（肥料、目土の散布、育成）

❖テニス

- ・人工芝の管理

❖芝広場

- ・芝管理（草刈り、草引き、肥料散布、目土の散布、育成）

❖植栽した樹木等の管理に関すること

- ・どうだんつつじ、櫻、桜、つつじ等への肥料管理、目土、散水等

❖その他

- 設備点検、保守〔定期〕
- 簡易な修繕・補修（工事費 10 万円未満）
- その他
- イ 事業に関すること
 - 受付、施設の貸し出し
 - その他
- ウ 団体に関すること
 - 経理
 - 関係法令等の順守

(2) 備品の管理

指定管理者は、施設内にある備品を保管・整理し、購入及び廃棄等の異動については町に報告する。

(3) 再委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

3. 管理の体制

緊急時に備えて安全管理体制を作ること

4. 業務の内容

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 利用料に係る業務

条例に基づき、利用料の額を設定し、業務計画及び収支予算の算定基礎とすること

ア 利用料の收受

利用料を收受すること。指定管理者が必要と認めた場合は、後納の取り扱いも可能である。なお、利用料は指定管理者の収入となる。

イ 利用料の減免

指定管理者は、条例に基づき、利用料を減免することができる。なお、減免で生じる減収にかかる補填は行わないものとする。

5. その他

指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか、業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じたときは、町と協議し決定する。